

(タイトル)

「監査」の実施状況報告

(監査)

監査は定款に定められた監事 3 名により行われています。任期は 2 年で中小企業等協同組合法第 40 条第 5 項により組合の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案を監査します。

監事（3 名）による令和 3 年度の監査は、令和 4 年 4 月 28 日に組合事務局で会計事務所立合の下で代表理事及び専務理事、事務局長等が対応しました。

当日は、事務局及び会計事務所よる決算関係書類の概要説明を行った後、監事による会計に関する帳簿、計算書類の精査及び担当者ヒアリング等を行い適正に執行されていることを確認しました。

